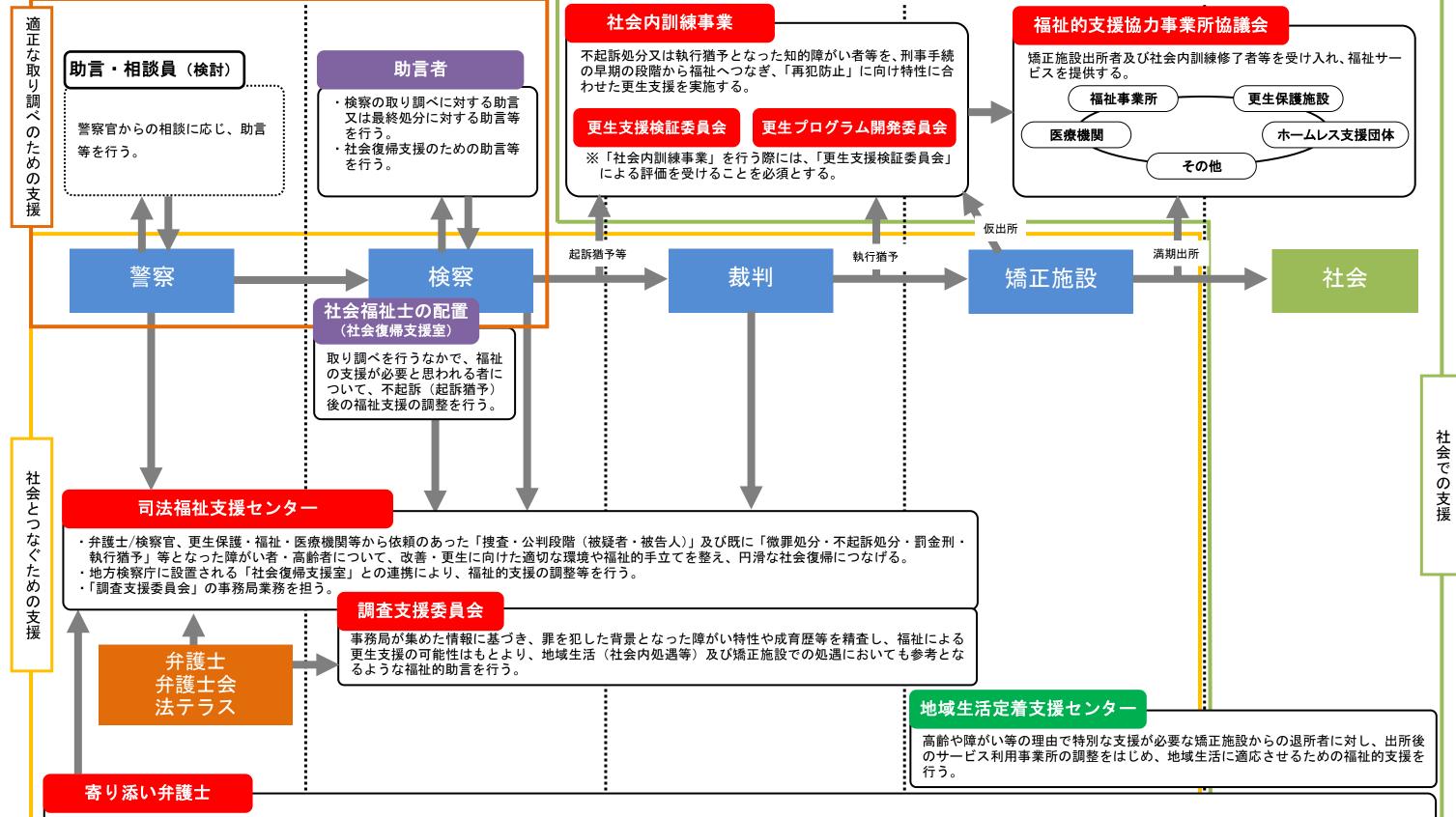
## 「罪に問われた障がい者」の円滑な社会復帰のための支援イメージ (2014.1.30版)



- ・矯正施設収容中の対象者との面会を通じて、施設収容中に生じる問題や処遇について法的なアドバイスを行い、また、早期の仮出所が可能になるよう上申書を提出する。
- ・国選弁護人が選任されない期間に必要な活動を行うこと、実刑判決を受けた被疑者について、矯正施設に対して処遇にあたって障がい特性に配慮すること(PFI 刑務所への収容等)及び早期に特別調整に乗せるように要請すること等によって、<u>裁判と裁判の間の空白・裁判と刑務所の間の空白を埋め、支援の切れ目をなくす。</u>
- ・「社会内訓練」における「更生支援」に対し、権利保障の視点からチェック・助言を行う(「更生支援検証委員会」等への参加等)。
- ・ケース会議への出席等を通して福祉機関と連携し、円滑な社会復帰を妨げる法的問題(多重債務の整理、法的後見人の設定、生活保護申請同行 等)を解決する。